

二十三 租税公課

改 正 後	改 正 前
<p><u>(適格合併の場合の被合併法人の最後事業年度分の事業税の損金算入)</u> <u>9 - 5 - 2 の 2 適格合併に係る被合併法人の合併の日の前日の属する事業年</u> <u>度に係る事業税は、合併法人においてその額が具体的に確定した事業年度の</u> <u>損金の額に算入する。</u></p>	<p>(新 設)</p>